

公益社団法人 茨城県臨床検査技師会

ホームページバナー広告掲載に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、茨城県臨床検査技師会（以下本会）が本会ホームページに掲載する広告（以下バナー広告）に関する事項を定める。

(責任)

第2条 バナー広告は広告主が作成し、本会は掲載作業のみを扱い、バナー広告の内容に対する責任は広告主が負い、本会は内容に関する一切の責任を有しない。

(掲載場所および規格)

第3条 バナー広告の掲載場所および規格は別途定める。

(掲載基準)

第4条 以下に該当する表現、内容を有するバナー広告は掲載しない。

- (1) 責任の所在が不明確なもの
- (2) 本会とは無関係の商品やサービスなどを本会が推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
- (3) 宗教活動、政治活動、本会とは無関係な通信販売や寄付活動を目的とするもの
- (4) 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
- (5) 公序良俗に反する行為を肯定しているもの
- (6) 非科学的または迷信に類するもので、利用者を迷わせ不安を与える恐れのあるもの
- (7) 他の者を著しく誹謗中傷し、名誉毀損あるいは差別等人権侵害となる恐れのあるもの
- (8) 第三者の著作権やプライバシーを侵害する恐れのあるもの
- (9) 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの
- (10) その他、本会が不適切と判断したもの

第5条 掲載内容は本会広報編集部ホームページ担当において確認し、広告主へ掲載の可否を報告する。

(掲載後の掲載削除)

第6条 掲載後に本会ホームページ担当の判断で広告内容が不適切であると判断された場合には、契約の終了を待たずにバナー掲載を解除できるものとする。但しこの場合の掲載しなかった期間分の広告費用は広告主に返還しない。

(変更の申し出)

第7条 掲載中のバナーの変更については、提出された新しいバナーを本会ホームページ

担当で承認した後、掲載バナーを変更する。

(掲載の停止)

第8条 バナー広告の掲載中止は、掲載期限の1箇月前までに本会に申し出る。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は理事会の議決による。

(付則)

1 この内規は平成25年8月1日より実施する。